

新たにテレワークを導入される中小企業の皆様へ

2022年度新設

豊田市テレワーク導入支援補助金

単独補助コースのご案内

豊田市内の事業所において、新たにテレワークを導入する際に必要な経費に対し、補助金を交付します。令和2年度に創設した、国の助成金等に上乗せする制度に加え、令和4年度は、新たに、市が単独で補助するコースを設定します！

対象者 市内に本社を置く中小企業者

対象事業 市内の事業所に属する従業員を対象に
テレワークを導入する事業

事業着手前に
申請ください

対象経費

- ①WEB会議機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、勤怠管理システムの導入経費
- ②社外において従業員が使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等の購入経費（①、②は、1点税抜2万円以上のものに限り）
- ③就業規則、労働協約、労使協定の作成、変更に係る経費（税抜5万円上限）

導入後30日以内（ただし令和5年4月10日まで）に提出

補助金額

対象経費の **1/2**
上限額 **50万円**

申請方法

オンライン申請
郵送（簡易書留など追跡できる方法を推奨）
持参
のいずれかの方法による

申請から交付までの流れ

企業

市役所

① 申請書の提出

- ☑ 交付申請書
- ☑ 事業計画書
- ☑ 経費明細書及び見積書
- ☑ 就業規則又は誓約書
- ☑ 役員名簿
- ☑ 定款又はこれに類する書類
- ☑ 市税完納証明書
- ☑ 常時雇用者数を証明する書類

審査・交付決定

テレワーク導入

② 実績報告書提出

- ☑ 実績報告書
- ☑ 経費明細書
- ☑ 経費の支払いを証明する書類
- ☑ 設備機器等の導入状況が確認できる写真等
- ☑ テレワーク導入開始を確認できる書類（就業規則の該当箇所）
- ☑ テレワークの希望、可否通知の手続き方法を示す書類
- ☑ 従業員等に周知した事実を確認できる書類

額の確定

③ 補助金請求書提出

補助金交付



● 制度の詳細、申請書（様式）のダウンロードは、豊田市公式ホームページから「豊田市テレワーク導入支援補助金 単独補助コース」のページをご確認ください。

■ 豊田市公式ホームページ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/index.html>

テレワーク導入支援補助金 単独補助コース



2022年度 豊田市テレワーク導入支援補助金【単独補助コース】

豊田市役所 産業部 産業労働課（〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所西庁舎7階）
電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317 E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp